

私立幼稚園移行準備費補助金 Q&A

No	質問	回答
1	雇上げ費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで構わない。
2	行政機関との調整に必要な旅費は対象か。	旅費等の活動費や物品購入費等は当然法人が負担するべきものであるため対象外。
3	「申請書作成等の業務」の「等」には、申請書作成以外ではどのような業務を含めていいか。移行に際して必要な事前準備全般を含めて良いか。	原則申請に係る業務に限る。事前準備全般は対象外。
4	当該事業の対象とはならない事前準備全般とは具体的にどのようなものがあるか。	保育料引落しのための取引銀行との調整、入園手続きに係る業務、公定価格の試算・適正定員の検討など。
5	認定こども園に移行するか否か等の申請前後の検討に係る経費は対象になるか。	対象外。また、どんな認定こども園にするかといった検討に係る経費も対象外。
6	認定こども園等への移行に係る保護者への周知に係る部分(説明会対応や周知文書作成等)は対象か。	周知に係る部分を一体的(説明会や説明会で使用するしおりやパンフレット)に外部委託するなら対象。ただし、しおりやパンフレット作成のみは対象外。
7	入園手続きに係る説明会で認定こども園への移行について説明する場合は対象か。	対象。
8	雇用者の対象経費の算出はどのように行うか。	算出例 【時間雇用者の場合】 時間数×時給単価 【外部委託の場合】 契約金×申請業務の割合
9	他の業務も請け負っている職員を対象とする場合の人件費は対象になるか。	該当業務に従事した部分に限り対象になる。そのため、当該経費がわかるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明が出来るようにすること。
10	既に雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員に係る人件費の一部を対象にすることはできるか。	・正規職員については、定時勤務分は対象外。ただし時間外分を切り分けるなど申請業務に係ることが明確である場合は対象とすることができる。 ・臨時的任用職員については、時間・期間等、申請業務に係る部分の切り分けを適切にできる場合は定時勤務分を対象とすることができる。
11	新設のこども園等の申請業務に係る経費は対象になるか。	新設の幼稚園等については対象外。
12	認定こども園の認可はいつ頃までに受けなければならないか。	交付決定年度内に認可を受けることを原則とする。
13	例外的に交付次年度の4月1日に認可を受ける場合、対象にできないか。	対象。ただし、認可を得られなかった場合は返納となる。
14	当該事業の外部委託は対象か。	対象。
15	当該事業の外部委託とは具体的にどのようなものか。	コンサル会社等への委託や司法書士・行政書士等への申請書の作成委託など。
16	当該職員が他業務も請け負っている場合の申請額はどうか。	申請業務に係る経費のみ対象として申請すること。
17	他業務も請け負う職員を対象とする場合の留意点はあるか。	当該経費がわかるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明ができるようにすること。
18	幼稚園のまま新制度に移行する場合も対象か。	対象。
19	現在個人(宗教法人)立幼稚園で次年度に学校法人への移行とともに新制度へ移行する場合、対象に出来るか。	対象にしてもよい。ただし、学校法人に移行出来なければ返還。また、学校法人の申請業務は対象外のため、業務の切り分けを適切に行うこと。